

第24回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和元年6月10日

上富良野町農業委員会

第24回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和元年6月10日(月) 午後2時00分から午後2時45分

2 場 所 JA ふうの上富良野支所 2階役員会議室

3 出席委員 13名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	北村 啓一	3	岩田 修
4	佐藤 良二	5	沼沢 春美	6	桑田 俊和
7	島田 政志	8	三好 利和	9	對馬 徹
10	井村 悦丈	11	長谷川裕見	12	井村 昭次
13	青地 修				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更申請について
日程第4 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて
日程第6 議案第5号 平成30年度上富良野町農地賃貸借料情報の公開について
日程第7 議案第6号 農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について
日程第8 議案第7号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について
(下限面積の設定)

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	大谷 隆樹	主事	瀬川 翔太
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後2時00分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第24回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
1番 谷本嘉彦 委員に合わせ、ご唱和ください。

谷本委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。定数に達しておりますので、これより第24回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、1番 谷本嘉彦 君、2番 北村啓一 君、を指名いたします。

議長 日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。

令和元年6月10日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧願います。以下、内容を朗読。

1番

土地の所在は上富良野町、地番は〇〇〇〇番〇〇、他16筆の計17筆。地目は公簿が畑と原野で現況が畑、面積の合計は264,958㎡、譲渡人は福井県越前市〇〇町〇〇号〇〇番地の〇〇会社〇〇〇〇さん、受け手は福井県越前市〇〇町第〇〇号〇〇番地の（〇）〇〇〇〇さん、賃貸借となりました。

議 長 議案第1号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「12番 井村昭次 委員」

井村代理 12番 井村です。 議案第1号 1番 について、補足説明いたします。
出し手 福井県越前市〇〇町〇〇号〇〇番地の〇〇会社〇〇〇〇さん
受け手 福井県越前市〇〇町第〇〇号〇〇番地の(〇) 〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区〇〇〇〇と〇〇線〇〇号になります。
系列会社である(〇) 〇〇〇〇さんの規模拡大のため賃貸となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議 長 議案第1号1番について、これより質疑に入ります。

この受け手の会社は農業法人なのですか

島田委員 そうです。福井県に本社があり、農場を何か所か持っており、そばの作付けをしている。
直営の食堂等も営業している会社です。〇〇町には工場があります。

事務局長

他にありませんか。

議 長 「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 議案第2号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更申請
について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更申請のあった次の件につい
て、審議を求めます。

令和元年6月10日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

申請地は、平成30年2月21日許可済の牛舎等の建設でありましたが、施設等の変更及
び工事期間の変更申請です。以下、内容を朗読。

1 番

土地の所在は上富良野町、地番は〇〇〇〇番〇〇の内、地目は公簿現況ともに畑、面積は14,899㎡、土地利用区分は農用地で、土地の所有者は〇〇会社〇〇さん。転用の許可日は平成30年2月21日付で、転用目的は育成牛舎・哺乳舎・分娩牛舎・倉庫・通路等の建設でした。

変更内容についてですが、変更前に育成牛舎の建設を予定していたが、配置の都合で、法面の造成工事に面積が多大な影響を与えたことから育成牛舎の建設を取りやめ、哺乳舎・分娩牛舎・倉庫・通路の配置を計画変更しています。それに伴い、哺乳舎が1,600㎡から1,120㎡、分娩牛舎が2,340㎡から1,600㎡、通路が6,759㎡から9,374㎡、法面が新設工事となり、2,205㎡となります。工事期間の変更として、変更前は許可日から令和2年12月31日でしたが、変更後は育成牛舎が無くなったことにより、許可日から令和元年6月30日となりました。変更事由として、①哺乳舎について計画位置に建設すると、大型化した資材搬入車・肉牛輸送車等の作業スペースが十分確保できない可能性が発生したため。②育成牛舎について造成工事の進行に伴い、予想以上に法面の専有面積が増大し、通路の確保が難しくなり、危険防止の為に今回は育成牛舎の建設を断念し、この位置に哺乳舎を移動。③分娩牛舎について配置位置変更により建設面積を縮小。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 對馬 徹 委員」

對馬委員 9番 對馬です。議案第2号 1番について、補足説明いたします。

土地所有者、転用者は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇さんです。
所在地は、〇〇地区〇〇〇〇の〇側です。

育成牛舎、哺乳舎、分娩牛舎、倉庫、通路の転用でしたが、事務局説明の理由により施設等の配置変更、工事期間の変更申請となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題とい

たします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
令和元年6月10日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

申請地は、議案第3号で審議いただきました土地の隣接地で、林地開発を行った草地で農業振興地域外となっています。
審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございますのでご覧願います。
以下内容を朗読。

1番
土地の所在は上富良野町、地番が〇〇〇〇番〇〇の内、地目は公簿が山林で現況が畑、面積は9,000㎡、所有者は上富良野町の〇〇会社〇〇〇〇さん、転用の農地区分は第2種農地、計画の内容は育成牛舎3,300㎡、通路5,700㎡で合計9,000㎡の建設となっております。転用の理由ですが育成牛舎と通路の建設で、工期は許可日から令和元年12月31日までとなっております。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 對馬 徹 委員」

對馬委員 9番 對馬です。議案第3号 1番について、補足説明いたします。

土地所有者、転用者は、〇〇会社〇〇〇〇さんです。
所在地は、〇〇地区〇〇〇〇の議案第3号の土地の隣接地です。

育成牛舎、通路の転用となります。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第4号「農地法第5条の規定による許可の取り下げについて」の件を議題といたします。議案第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
令和元年5月28日付け、取り下げ願いがあったので、審議をするものです。
令和元年6月10日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

以下、内容を朗読。

1番

土地の所在は上富良野町、地番が〇〇〇〇番〇〇、地目は公簿現況とも畑、面積は4,755㎡、転用目的がホテル・浄化槽・物置・駐車場等の建設でありました。転用の農地区分は第1種農地、転用計画では、第1種農地における例外規定による転用許可ができないということから前回総会においては保留という案件でありました。このことを事業者に対して説明したところ申請内容を見直し、今回については取下げをしたいという申出書が提出されたことから、今回取下げを申請するものです。

議 長 これをもって説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第5号「平成30年度上富良野町農地賃貸借料情報の公開について」の件を議題といたします。
議案第5号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。
平成30年度上富良野町農地賃貸借料情報の公開について、平成30年1月1日から平成30年12月31日の1年間に締結された賃貸借における農地賃貸借料水準（10a当り）の公開について審議を求めます。

令和元年6月10日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

賃貸借料平均額の算定あたっては、田と畑ごとに10a当りの賃貸借料の件数の加重平均としています。農地法第52条に基づき、賃貸借料情報を町のホームページ等で公開していきます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第6号「農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第6号を説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第6号について、ご説明いたします。
平成30年度農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに平成31年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について審議を求めます。

この点検評価及び活動計画の策定にあたっては、平成28年の農林水産省「農業委員会事務の実施状況等の公表について」通達により、取り組むことになっております。

評価・点検並びに活動計画について、説明いたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第6号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました

議 長 日程第8 議案第7号「農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」の件
を議題といたします。
議案第7号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第7号について、ご説明いたします。
農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定（別段の面積の設定）について審議を求
める。

令和元年6月10日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

審議資料として、2015農林業センサスを添付してございます。農業委員会は、毎年、
下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっております。
以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

島田委員 農林業センサスについて、農業者なのに経営耕地なしになっている方々はどんな方々が
そうになっているのか。

事務局長 農林業センサスの詳細については現段階で把握していないので、確認後ご連絡します。
なお、農林業センサスは5年に一度更新されるので、次年度更新予定です。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第7号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

本日の日程は、全て終了いたしました。

第24回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

全員ご起立ください。 「礼」

以上、議案7件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時45分

上記第24回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和元年6月11日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____